

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により宇陀市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス榛原店

所在地 宇陀市榛原下井足一三九五番一の一部ほか

二 宇陀市から聴取した意見の概要

1 まちづくり推進課

宇陀市宅地開発等指導要綱、宇陀市宅地開発等要領、同要綱に基づく各課協議書及びその他の関係法令を遵守すること。

2 商工観光課

宇陀市宅地開発等指導要綱、宇陀市宅地開発等要領、同要綱に基づく各課協議書及びその他の関係法令を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年十一月二十五日から同年十二月二十五日まで。ただし、奈良県の休日を含め定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで